

愛知県からのお知らせ

「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】 (7/12～8/7実施分)」の申請受付の開始について

愛知県は、営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮等を実施した愛知県内の飲食店等を運営する事業者に対して、「愛知県感染防止対策協力金(7/12～8/7実施分)」を交付します(2021年7月8日発表済み。変更分2021年8月6日発表済み。)

この度、申請受付を2021年8月20日(金)から開始しますので、お知らせします。

受付開始に先立ち、8月14日(土)から協力金(7/12～8/7実施分)専用のコールセンター及び専用のWebサイトである「申請サポートサイト」を開設します。

「申請サポートサイト」では、8月20日(金)から電子申請やWeb上での申請書作成等が御利用いただけます。また、県内33か所に開設する「申請サポート窓口」(完全予約制)において、8月20日(金)から申請書作成等のサポートを行います。

1 協力金の概要

別紙の対象事業者に対し、「営業時間短縮要請枠」の協力金を交付します。

※協力金の概要は、「申請サポートサイト」(下記6参照)でも確認できます。

2 申請受付期間

2021年8月20日(金)から9月30日(木)まで(郵送の場合、当日消印有効)

3 申請方法

以下の3種類の方法で申請できます。

①電子申請

②WEB申請書作成／郵送申請

③手書き／郵送申請※

※ 申請書等の様式は、「申請サポートサイト」からダウンロードできます。また、市町村、県民事務所、商工会議所、商工会等に設置するパンフレット(8月24日(火)設置)に掲載しています。

※ 申請書・提出書類を郵送する場合は、簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で送付してください。また提出時は必ず控えをとり保管してください。

① 電子申請	「申請サポートサイト」で必要事項の入力と提出書類のアップロードをして申請する方法 ※パソコンやスマートフォンから申請できます。 ※申請フォーマットで、支給額を計算できます。 ※申請後の進捗状況を Web 上で確認できます。
② WEB 申請書作成 / 郵送申請	「申請サポートサイト」で必要事項を入力して自動作成された申請書を印刷の上、他の提出書類と併せて郵送で提出する方法 ※申請フォーマットで、支給額を計算できます。 ※申請後の進捗状況を Web 上で確認できます。
③ 手書き / 郵送申請	申請書等の様式に必要事項を記入し、他の提出書類と併せて郵送で提出する方法

4 申請に必要な書類（提出書類）

申請の際は、次ページ【営業時間短縮要請枠】の書類を提出していただきます。詳細は「申請サポートサイト」を御確認ください。

また、以下に該当する方は一部省略可能な書類があります。

○売上高方式（下限額）で申請する方

○過去に「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】（12/18～1/11 実施分以降（「カラオケ設備利用自粛要請枠」除く））」の申請実績がある方

申請が次の（ア）～（カ）のどれに該当するか御確認の上、書類を提出してください。

○申請実績がある方（2020年12/18～2021年1/11 実施分以降）

（「カラオケ設備利用自粛要請枠」除く）

（ア）	支給実績があり、売上高方式（下限額）で申請
（イ）	支給実績があり、売上高方式（下限額）以外で申請
（ウ）	申請実績はあるが、支給実績がなく売上高方式（下限額）で申請
（エ）	申請実績はあるが、支給実績がなく売上高方式（下限額）以外で申請

○今回初めて申請される方

（オ）	売上高方式（下限額）で申請
（カ）	売上高方式（下限額）以外で申請

【営業時間短縮要請枠】

提出書類一覧		申請実績あり				初めて申請	
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)
①申請書	・ 交付申請書兼請求書	●	●	●	●	●	●
	・ 交付申請書兼請求書 別紙 (対象となる店舗が1店舗の場合は不要)	○	○	○	○	○	○
	・ 店舗別申請額計算書	—	●	—	●	—	●
②誓約書	・ 誓約書	●	●	●	●	●	●
③営業活動を行っている ことが分かる書類	・ 飲食店営業許可書(証)または 喫茶店営業許可書(証)の写し	省略可※	省略可※	省略可※	省略可※	●	●
	・ 店舗の内観・外観の写真	—	—	●	●	●	●
④休業・営業時間 短縮等の状況が 分かる書類	・ 営業時間短縮(休業を含む)を周知していることがわかる資料	—	—	●	●	●	●
	・ カラオケ設備の提供の自粛を周知していることが分かる資料 (元からカラオケ設備の提供を行っていない場合や、 カラオケボックスは不要)	—	—	○	○	○	○
⑤総売上高・店舗別 飲食事業売上高が 分かる書類	・ 確定申告書の写し	—	●	●	●	●	●
	・ 売上帳等の帳簿の写し (1店舗のみの申請で、飲食事業のみを行っており、 確定申告書のみで参照月の売上高がわかる場合は省略可)	—	●	—	●	—	●
⑥本人確認書類	・ 代表者の運転免許証、健康保険証(住所の記載があるもの) またはマイナンバーカード(表面)の写し	省略可※	省略可※	省略可※	省略可※	●	●
⑦振込先口座が 分かる書類	・ 申請書に記入した口座の通帳の写し	省略可※	省略可※	省略可※	省略可※	●	●

●：必要書類 ○：対象であれば提出が必要 —：省略可

省略可※：ただし、過去の申請で提出した書類と記載事項に変更がある場合は、提出が必要

5 交付時期

審査完了後、適当と認められた場合に指定口座に振り込みます。

支払の時期は、適切な申請書の受理後、1か月程度を予定していますが、申請の状況により変動する場合がありますので、御了承ください。

6 申請サポートサイト ((7/12～8/7実施分) 協力金専用 Web サイト) (2021年8月14日(土)開設)

交付要件、申請方法の御案内のほか、電子申請、Web上での申請書作成、支給額の試算、申請書等の様式のダウンロードなどが行えます。

※ 電子申請、Web上での申請書作成、支給額の試算は8月20日(金)から御利用いただけます。

※ 6/1～6/20実施分及び6/21～7/11実施分の協力金の「申請サポートサイト」とは別のサイトとなります。

<愛知県感染防止対策協力金(7/12～8/7実施分)「申請サポートサイト」>
下記 URL にアクセスしてください。

(右の二次元コードからもアクセスできます。)

[URL] <https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/0712>



7 申請サポート窓口（2021年8月20日（金）開設）

申請書の作成、支給額の計算などに関するサポート窓口を県内33か所に開設します。

	設置曜日	設置頻度	設置箇所
常設窓口	平日のみ	毎日	名古屋市（3か所）、岡崎市
定期窓口		週1～3日	県内16か所
臨時窓口		月1日	県内13か所

常設窓口、定期窓口、臨時窓口全て、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**完全予約制**となります。御予約は、「協力金専用コールセンター」で受け付けます。御予約の際は、同コールセンターにお問合せください。

※最新の窓口の情報（会場・日程）については、「協力金専用コールセンター」又は「申請サポートサイト」で御確認ください。

8 問合せ先（協力金専用コールセンター 2021年8月14日（土）開設）

【電話番号】 052-228-7310

【開設時間】 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

※申請の審査状況、支払日に関する個別の問合せにはお答えしかねます。

※「申請サポート窓口」の御予約はコールセンターで受け付けます（コールセンター以外での予約はできません。）

※8月13日（金）までは、制度概要に関する問合せを、「県民相談総合窓口（052-954-7453）」で受け付けます。

愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】
(7/12～8/7実施分)の概要

＜対象事業者・主な要件・支給額等＞

【営業時間短縮要請枠】

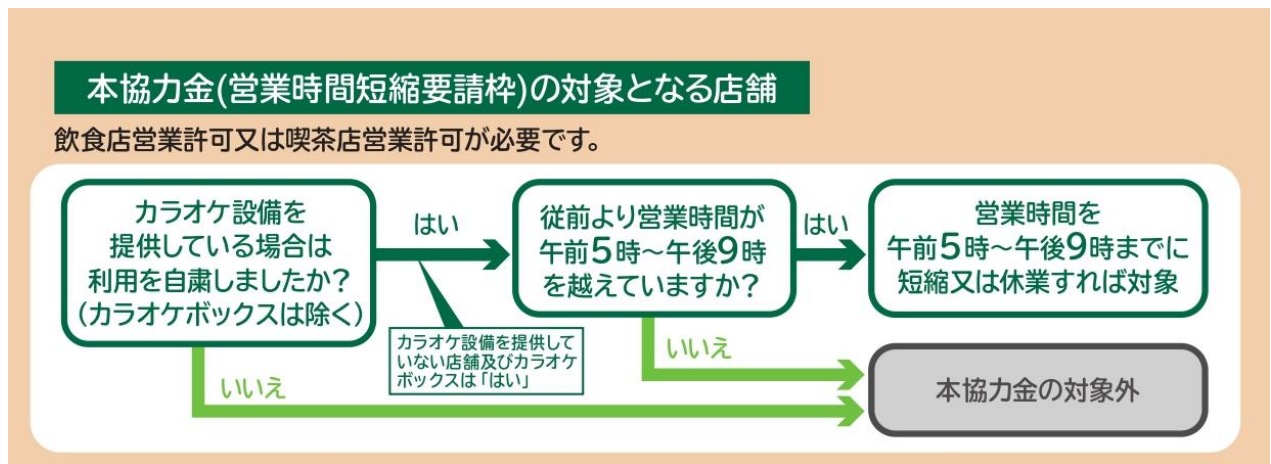
対象エリア	愛知県全域
対象期間	2021年7月12日(月)から8月7日(土)まで【27日間】
対象事業者	県内の営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者(大企業も含む) ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要
主な要件	営業時間の短縮
	午前5時から午後9時まで
	○業種別ガイドラインを遵守 ○県の「ニューあいちスタンダード(あいスタ)」の認証を受け、認証ステッカーを掲示 又は 県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示 ○カラオケ設備の利用自粛(カラオケボックスを除く)
交付額※1	○中小企業※2 売上高に応じて2.5万円～7.5万円 ○大企業 売上高減少額の4割(最大20万円※3)

※1 1店舗1日当たりの交付額

※2 大企業と同様、売上高減少額の4割(最大20万円)を選択することも可能

※3 20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

○本協力金（営業時間短縮要請枠）の対象となる店舗



○支給額について

